

令和9年度 愛媛県奨学生〔予約採用〕募集案内

— 春から始まる学校生活をサポートします —



愛媛県イメージアップキャラクター
みきちゃん

- 愛媛県奨学資金貸与条例に基づく貸与型の（借りて、返す）奨学金制度です。無利息ですが、貸与終了後に15回以内の年賦（年1回払い）で全額を返還する必要があります。（詳しくは、3ページの ■返還について をご覧ください。）
- 高等学校・高等専門学校・専修学校の高等課程を対象とします。
- 予約採用は、進学前にあらかじめ採用候補者を選考する方法です。採用希望者は、学校の指示する期限（令和8年11月頃の指定日）までに、必要書類をそろえて学校に提出する必要があります。
- 出願には、保護者の同意が必要です。

（注）愛媛県奨学生は、予約採用・在学採用・緊急採用の3区分で募集しています。募集時期が異なりますが、同じ奨学生制度です。

～奨学生となることを希望する皆さんへ～

「愛媛県奨学生」は、学習意欲のある学生・生徒が経済的な理由で夢や目標をあきらめることがないように奨学金を貸与して、社会に貢献できる人材を育成することを目的とした制度です。

公費による奨学金の貸付であって、昭和36年の制度開始以来、奨学生だった先輩たちが社会に出て返還し後輩たちの奨学金として引き継ぐことによって続いてきたものですから、採用を希望する人は、奨学金の使い道や将来の返還についてよく考えて、奨学生の一員となる自覚を持って出願してください。

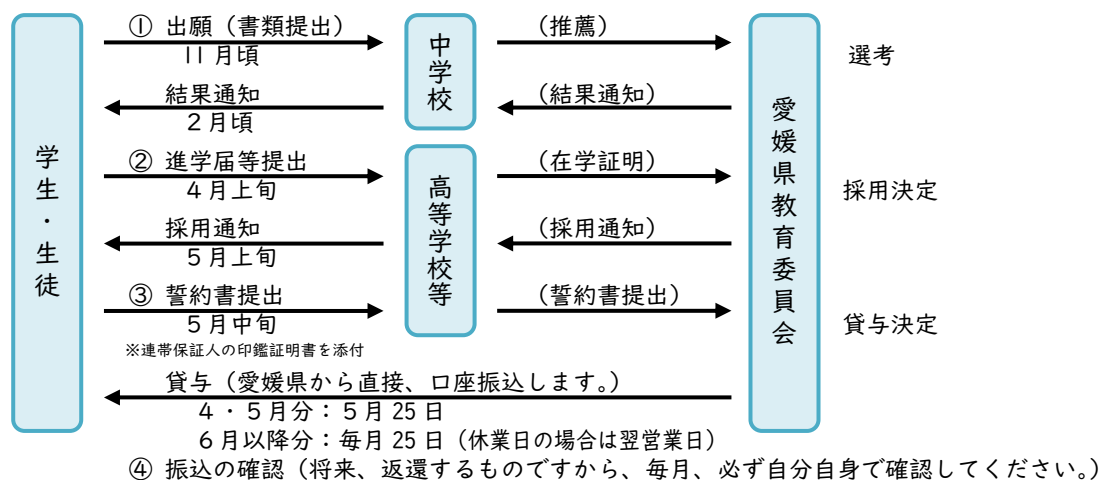
■ 対象となる学校（進学先）

高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含みます。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程（修業年限が2年以上の課程で、教育委員会が認めるものに限ります。）を対象とします。

■ 予約採用の出願から貸与までの流れ

出願から貸与終了までの手続は、すべて在学学校を通じて行います。

※ 書類の提出方法・期限は、学校の指示に従ってください。



■ 用語について

この募集案内における用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 出願者……奨学生となることを希望する者
- (2) 保護者……出願者の親権者又は未成年後見人（出願者が成人である場合は、親権者又は未成年後見人であった者）
- (3) 家計支持者……父と母双方又はこれに代わって家計を支えている者。原則として父と母（ひとり親の場合は、その1人）ですが、父母がない場合又は父母ともに別居・別生計の場合であって、父母以外の者（祖父と祖母等）が家計を支えている場合は、その者とします。

■ 出願資格

出願者は、次のすべての要件を満たすものとします。

- (1) 中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含みます。）の最高学年に在学する者又は在籍した者で、高等学校等への進学を希望していること。
- (2) 保護者が愛媛県内に居住していること。
- (3) 学費の支弁が困難であること。
- (4) 進学後に次の学資金の貸与等を受ける予定がないこと。（出願後に予定が生じた場合は、出願を取り下げ、又は採用候補者を辞退していただきます。）
 - ア 母子父子寡婦福祉資金貸付金のうち修学資金
 - イ 高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金
 - ウ 独立行政法人日本学生支援機構の貸与型奨学金
 - エ 特別支援教育就学奨励費のうち支弁区分が第Ⅰ区分又は第Ⅱ区分であるもの
- (5) 保護者が出願に同意しており、連帯保証人を1名（原則、保護者。保護者が複数いる場合は、収入の多い方。）立てられること。（貸与終了後において、返還計画どおり奨学金が返還されない場合は、連帯保証人に返還を請求します。）
- (6) 勉学に意欲があり、進学先の学校を卒業する意志があること。ただし、単位制の課程に進学したときは、年間18単位以上の単位数を修得し、最短の修業年数で卒業することを目指すこと。

■ 選考基準

採用候補者は、次の基準を満たす者の中から決定します。このうち、令和9年4月に高等学校等へ進学した者の中から奨学生を採用します。

(1) 人物、健康及び学力の基準

次のいずれかに該当し、学習に対する意欲や生活態度に優れ、進学先の学校の卒業が可能と認められること。

- ア 学習成績が優秀な者（学習成績の評定平均値が3.5以上の者）
- イ スポーツ・文化活動における実績のある者（大会・コンクール等への出場・表彰歴等）
- ウ 学校内外の活動においてリーダーとして活躍した者（生徒会役員、子ども会リーダー等）
- エ 学校内外の活動において他者への貢献が認められる者（委員会活動、ボランティア等）
- オ 特定分野への興味・関心が高く、将来の活躍が期待できる者（得意科目がある、継続して実践している（したい）スポーツ・文化活動がある、明確な進路希望がある等）

(2) 家計基準

家計支持者（上記の「用語について」を参照。原則として、父と母の2人。）の審査所得額の合計が189,400円以下であり、修学困難な経済状態にあると認められること。

《世帯年収の上限額の目安》

- 給与所得者の世帯 …… 761万円（2人世帯）～905万円（5人世帯）
- 給与所得者以外の場合 .. 546万円（2人世帯）～629万円（5人世帯）

（注）世帯構成、障がい者の有無、各種保険料の支払状況等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や、下回っていても対象とならない場合があります。詳しくは、募集要項を参照してください。

■ 貸与額等

(1) 貸与月額

設置者・通学形態の区分ごとに、次の月額から選択することができます。

区 分		月 額						(限度額)
国公立	自宅通学	5,000 円	10,000 円	15,000 円				18,000 円
	自宅外通学	5,000 円	10,000 円	15,000 円	20,000 円			23,000 円
私 立	自宅通学	5,000 円	10,000 円	15,000 円	20,000 円	25,000 円		30,000 円
	自宅外通学	5,000 円	10,000 円	15,000 円	20,000 円	25,000 円	30,000 円	35,000 円

(2) 貸与期間（貸与対象月）

令和 9 年 4 月分から正規の修業期間の最終月分までとします。

(3) 貸与方法

原則として毎月 25 日（休業日である場合は翌営業日）に、本人名義の普通預金口座に振り込みます。ただし、毎年 4 月分は、5 月分とあわせて 5 月に振り込みます。

なお、振込先口座は、採用候補者となった後、「愛媛県奨学金送金先届」により指定するものとします。

■ 出願方法

出願者は、学校で「愛媛県奨学生願書」の用紙を受け取ってください。家族の方と相談しながら願書に記入し、必要書類（住民票、課税証明書又は非課税証明書）をそろえて学校に提出してください。

■ 願書記入例・必要書類

願書の記入例については 4～5 ページ、必要書類については 6 ページを参照してください。

■ 選考結果について

採用候補者については、愛媛県奨学生選考委員会の選考を経て決定のうえ、在学中学校又は最終在籍中学校を通じて出願者に通知します。

■ 採用について

採用候補者の進学後、予算の範囲内において奨学生を決定のうえ、進学後の在学学校を通じて採用候補者に通知します。なお、進学先の確認は、「進学届兼確認書」によることとし、書類の提出については、採用候補者となった後にお知らせします。

■ 返還について

(1) 返還方法

奨学金の返還は、15 回以内の年賦（年 1 回払い）となります。貸与終了月から 6 か月据え置いた後、毎年 12 月末日を期限として、愛媛県から送付される納入通知書により納入します。（卒業月が 3 月の場合、卒業年の 12 月末日が初回の返還期限となります。）

なお、1 年あたりの返還額は、貸与月額と正規の修業期間に応じて決められています。

〔参考〕貸与月額の上限額を選択し、3 年間（36 か月間）貸与を受けた場合の返還例

区 分		貸与月額	返還総額	年賦額	返還計画(※)
国公立	自宅通学	18,000 円	648,000 円	50,000 円	50,000 円×11 回 + 98,000 円（計 12 回）
	自宅外通学	23,000 円	828,000 円	60,000 円	60,000 円×12 回 + 108,000 円（計 13 回）
私立	自宅通学	30,000 円	1,080,000 円	80,000 円	80,000 円×12 回 + 120,000 円（計 13 回）
	自宅外通学	35,000 円	1,260,000 円	90,000 円	90,000 円×13 回 + 90,000 円（計 14 回）

(※) 最終回の返還額には、年賦額の端数が加算されます。

(2) 返還の猶予・免除

ア 次のいずれかに該当するときは、奨学金の返還を猶予（延期）することがあります。

（ア）高等学校、大学又はこれと同程度の学校に在学するとき。

（イ）災害、傷病、その他やむを得ない事由によって返還が困難と認められるとき。

イ 次のいずれかに該当するときは、奨学金の全部又は一部の返還を免除することがあります。

（ア）死亡したとき。

（イ）心身障害その他やむを得ない事由によって返還が不能と認められるとき。

■ 注意事項

(1) 奨学生が未成年者であるときは、出願及び採用決定後の諸手続には保護者の同意が必要です。また、手続によっては奨学生と連帯保証人の連署又は連署押印が必要となる場合があります。貸与終了後の手続についても同様です。

(2) 休学、長期欠席の場合は、その期間の貸与はありません。また、退学等、奨学生の要件を満たさなくなったときは、貸与を終了します。

■ 願書（表）の記入のしかた

第1号様式（第4条関係） 愛媛県奨学生願書 （表） 区分 予約・在学・卒業

愛媛県奨学生願書

令和 8 年 11 月 8 日

愛媛県教育委員会 様

（〒 790 - 8570 ）

② 本人 住所 松山市一番町四丁目4-2

氏名 愛媛 太郎

（〒 790 - 8570 ）

③ 連帯保証人 住所 松山市一番町四丁目4-2

氏名 愛媛 一郎

本人との続柄 父

④ ふりがな えひめ たろう

氏名 愛媛 太郎

生年月日 令和 23 年 8 月 1 日生

⑤ 在学（卒業）学校 国公立 松山第一中学校 3 学年

卒業・修業（予定）年月 令和 9 年 3 月

⑥ 進学希望校 国公立 北予 高等学校 専修学校（高等課程） 福祉 科

⑦ 通学形態 自宅通学・自宅外通学 貸与希望月額 円

⑧ ア 就学者以外 イ 就学者（本人除く） 卒業・修業（予定）年月 令和 9 年 3 月

生計を一にする家族

父 愛媛 一郎 50 会社員 姉 愛媛 春子 19 私立讃岐国際大学1年

母 愛媛 花子 48 障害年金・小売業 弟 愛媛 次郎 14 松山第一中学 2年

妹 愛媛 夏子 5 愛媛幼稚園

⑨ 奨学金の貸与を必要とする家庭事情や学校で学びたいこと、特に意欲的に取り組んでいることを記入してください。

私は、人と関わる仕事に興味があり、将来は介護関係の職業に就きたいと考えています。このため、福祉科のある北予高校への進学を希望しています。

進学後は、中学から始めたサッカーを部活動として続けたいので、勉強と部活動を両立できるよう、教材を利用して自宅学習をしたいと考えています。参考書や部活動用品の購入費用に加えて、電車通学を予定しているため、交通費も必要になります。

両親からは、姉が大学に進学したこともあり、学費の工面が大変だと聞いています。

奨学金の貸与を受けて、今まで以上に勉強や部活に励み、専門的な知識を身に付けて高校を卒業したいと考えていますので、奨学生として採用をお願いします。

【裏面に続きます】

事務局 使用欄 【審査所得額】 【特別控除】

この欄は記入しないでください

円 合計 円

円 私立自宅外（22,000 円）

本人と連帯保証人がそれぞれ自署してください。（代筆不可・押印不要）

誤りは二重線で修正してください。（訂正印不要）

■ 願書（裏）の記入のしかた

（裏）

⑩

（本人が未成年者である場合）

出願について、保護者として同意します。

なお、保護者が複数の場合は、その全員の同意を得た上で、保護者の代表として署名していることを誓約します。

保護者 住所

氏名

（本人が成年者である場合）

保護者であった者 住所

氏名 本人との続柄

この欄は、原則記入不要です。

願書は、選考の大切な資料です。出願者本人が、事実を詳しく、ありのまま記入してください。

- 記入は黒色のペン又はボールペンを使用してください。
- 誤りがあるときは、二重線で修正してください。（修正液・修正テープは使用しません。）
- ③と⑩以外の項目は、すべて出願者本人が記入してください。

（表面）

① 区分・日付

区分は、「予約」の文字を○で囲みます。
日付は、願書を学校に提出する日付を記入します。

② 本人（住所・氏名）

出願者が自署します。押印は不要です。

③ 連帯保証人（住所・氏名）

連帯保証人となる方（原則として保護者※）が自署します。押印は不要です。

※ 保護者が複数いる場合（父と母など）は、父母のうち収入の多い方が署名してください。

※ 保護者が連帯保証人になれない事情がある場合は、在学校を通じて事前にご相談ください。

④ 氏名、生年月日

氏名は、住民登録上の氏名としてください。

⑤ 在学（卒業）学校、卒業・修業（予定）年月

在学中の中学校等について記入します。

⑥ 進学希望校

出願時点の進学希望校について記入します。

⑦ 通学形態

該当する通学形態を○で囲みます。

⑧ 生計を一にする家族

家族全員の続柄、氏名、出願時点の年齢を「ア 就学者以外」と「イ 就学者」に分けて記入します。

※ 同居の家族は全員記入してください。

※ 単身赴任、就学や療養のために一時的に別居している家族も、生計同一である場合は記入してください。

ア 就学者以外

職業は次のとおり記入してください。

- ・ **給与所得者**は、「職業」を記入します。
例）会社員、公務員、パート等
- ・ **自営業者等**は、「業種」を記入します。
例）小売業、農業、不動産業等
- ・ **年金生活者**は、「年金の種類」を記入します。
- ・ **無職**の人は、「無職」と記入します。

【家計支持者について】

父母の状況	家計支持者
父母がいる場合	父と母（2人）
ひとり親の場合	父又は母（1人）
父母がいない場合、又は父母ともに別居・別生計で父母以外の者が家計を支えている場合	父母以外で実際に家計を支えている人（祖父と祖母、おじとおば等）

※ いずれにも当てはまらない場合（単独生計者等）は、個別に問い合わせてください。

※ 上表の「家計支持者」に当てはまる方は、無職、専業主婦等で収入がない場合も家計支持者の欄に記入してください。

生活保護の受給者は、奨学金が収入とみなされる場合がありますので、出願前にケースワーカーに相談してください

イ 就学者（本人除く）

未就学児もこの欄に記入してください。

⑨ 家庭事情及び学校生活に対する意欲

奨学金を必要とする理由（学校で学びたいこと、特に意欲的に取り組んでいること、それを困難とする家計の状況等）を、自分の言葉で、詳しく記入してください。

（裏面）

⑩ 保護者署名欄

該当する欄に保護者が自署してください。

保護者が連帯保証人と同一の場合は、記入を省略できます（様式中の注2、3参照）。

■ 出願時の提出書類

1 願書

- ・ 4～5ページの「願書の記入のしかた」をよく読み記入してください。

2 世帯全員の住民票の写し【3か月以内に発行を受けた原本】

- ・ 続柄の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを提出してください。
- ・ 願書の「生計を一にする家族」に記載した家族全員分が必要です。
 - ※ 同居の家族については、全員、提出が必要です。
 - ※ 別居の家族についても、生計同一である場合は、提出が必要です。

3 家計支持者の令和8年度（令和7年分）課税証明書又は非課税証明書【原本】

- ・ 次の必要項目の記載があるものを提出してください。

【必要項目】

- ① 課税標準額（課税所得額） ② 調整控除額 ③ 税額調整額 ④ 扶養親族数
⑤ 控除等に係る本人該当区分 ⑥ 合計所得金額 ⑦ 総所得金額等 ⑧ 税額控除前所得割額

※ 次の市町では、通常交付している証明書に上記の必要項目の一部が記載されていません。交付を申請する際に、次のとおり申し出る必要がありますので、注意してください。

四国中央市：「市町村民税調整控除額（調整控除額）が記載された課税証明書が必要」と申し出てください。

新居浜市：「市町村民税調整控除額（調整控除額）が記載された課税証明書が必要」と申し出てください。

西条市：「市町村民税調整控除額（調整控除額）が記載された課税証明書が必要」と申し出てください。

今治市：「市町村民税調整控除額（調整控除額）が記載された課税証明書が必要」と申し出てください。

上島町：「高等学校就学支援用の課税証明書が必要」と申し出てください。

※ 市区町村により、証明書の名称が異なる場合があります。どの証明書を取れば良いか分からない場合は、市区町村役場の窓口でこの用紙を見せて、必要項目の記載がある証明書を取得してください。

（例）所得課税証明書、課税（所得）証明書、課税台帳記載事項証明書など

【窓口の方へ】 必要項目等に不明な点がある場合は、愛媛県教育委員会 施設厚生室：089-912-2924 にお電話ください。

- ・ 家計支持者とは、原則として、父と母の2人を指します。（2ページの「用語について」を参照。）
 - ※ 無職、専業主婦等で収入がない場合も提出が必要です。
- ・ 失業等の事情があり出願時の現況による審査を希望する場合は、課税証明書に加えて次の書類を添付してください。
 - ① 給与所得者であって、失業、休業、転職等により収入が減少した場合
事実確認書類（離職票、退職証明書等）の写し及び出願時の給与額の確認書類（直近3か月の給与明細書等）の写し
 - ② 給与所得者以外であって、経営状況の変化により所得が減少した場合
売上高、経費を確認できる書類の写し

◎ 出願について不明な点は、**在学学校を通じて**お問い合わせください。

◎ 条例・規則の改正があった場合には、改正後の規定を適用します。

令和8年10月
愛媛県教育委員会
教育総務課 施設厚生室（厚生事業係）